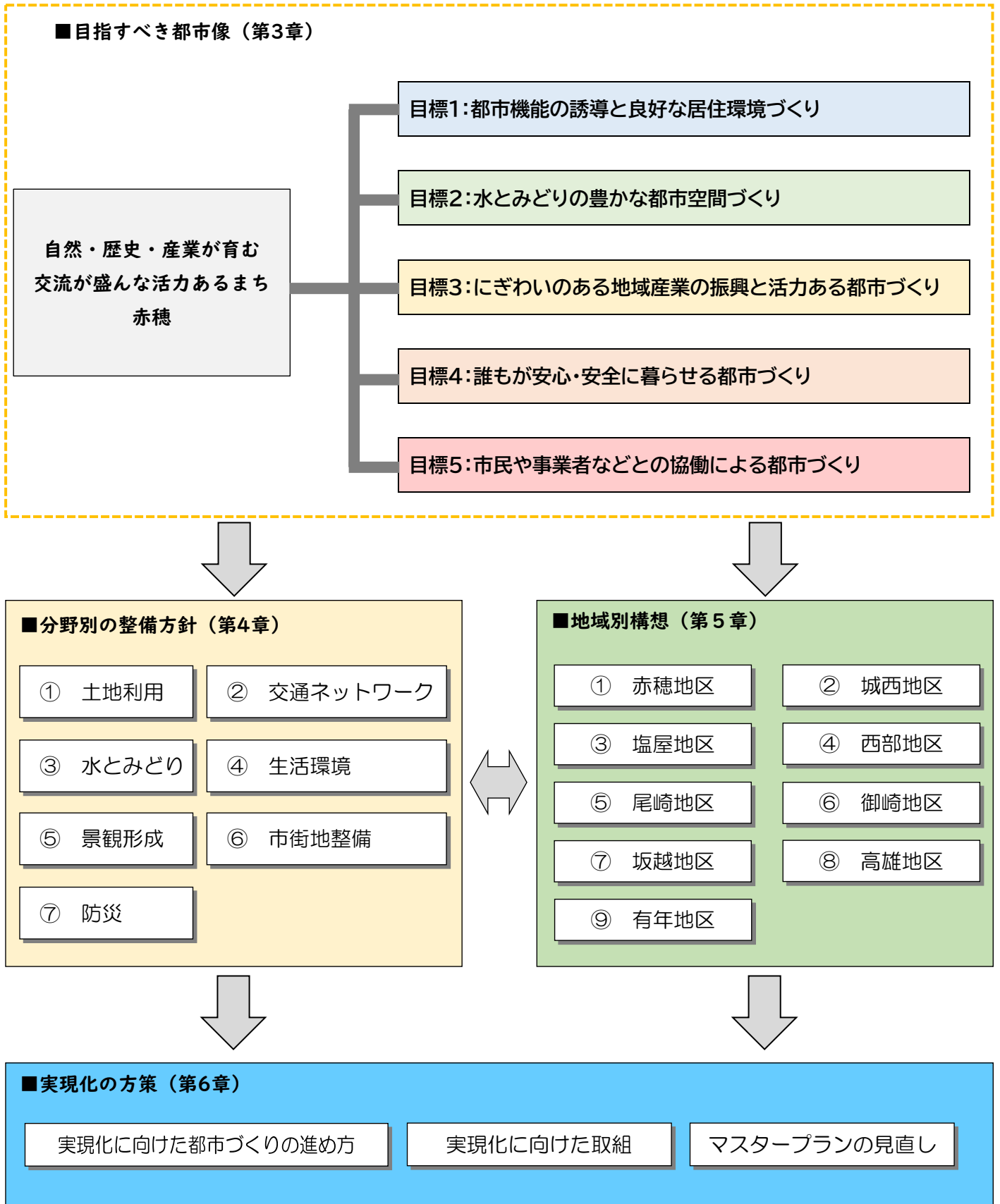


第4章 分野別の整備方針

目指すべき都市像の実現に向けて、都市づくりの目標に基づく整備方針を以下の「土地利用」「交通ネットワーク」「水とみどり」「生活環境」「景観形成」「市街地整備」「防災」の7つの分野別に整理します。



4-1 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

医療、福祉、商業など、居住に必要な都市機能を市街化された駅周辺に誘導するとともに、既存集落における日常生活に必要なサービス機能を確保することにより、将来にわたって安心して暮らし続けられるように、現在の法的枠組み（区域区分や用途地域、地区計画、特別指定区域など）を基本としながら、計画的な土地利用による秩序ある都市づくりを進めます。

①計画的な土地利用の推進

- 区域区分（市街化区域・市街化調整区域）や地域地区の用途地域などを適正に運用するとともに、見直しを計画的に行います。
- 良好で秩序ある土地利用を進めるため、開発行為などの民間宅地開発に対する適正な指導、誘導を行います。
- 計画的な土地利用や地域の特性を活かした住民参加のまちづくりを推進するため、地区計画制度などを活用したまちづくりを進めます。
- 土地利用検討区域については、地域の特性を活かした民間活力による土地利用を検討します。
- 空き家、空き地などの未利用地について、適正な管理とともに、移住者の受け皿などとして利活用することを促進します。

②特別指定区域制度の活用

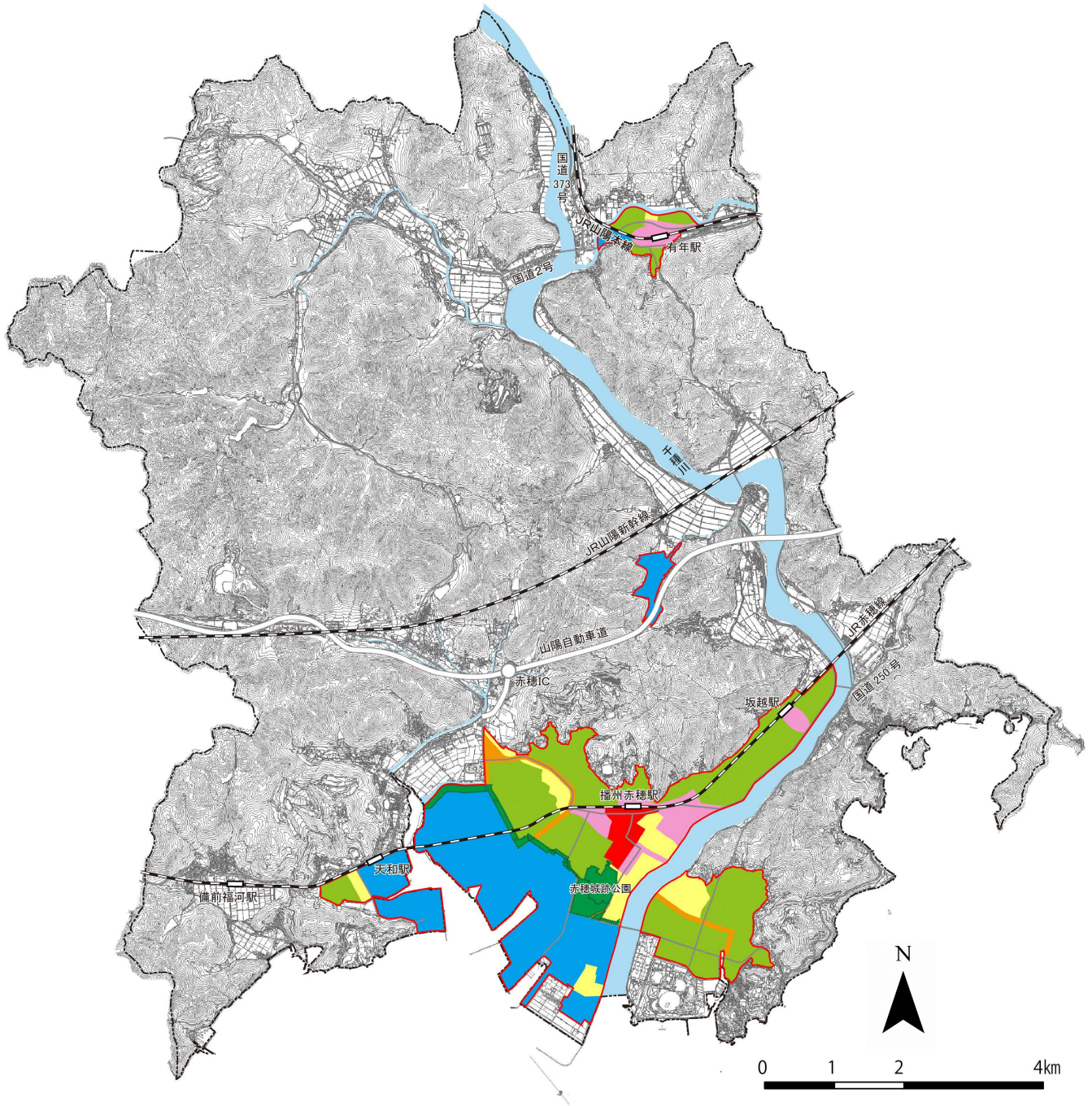
- 市街化調整区域での地域の実情に応じた土地利用を推進するため、土地利用計画を策定し、特別指定区域制度のメニューのうち「地域活力再生等区域（地縁者の住宅区域）」や「地域資源活用区域」、「複合型区域」の指定を行っています。今後も、既存集落の維持・活性化や、交流を促進するため、豊かな自然と営農環境を保全、防災などの安全性に配慮しつつ、特別指定区域制度を活用した地域の実情に応じた土地利用を推進します。

(2) 市街化区域における土地利用の誘導方針

市街化区域における土地利用の誘導方針について、土地利用の現状と将来都市構造を踏まえながら、以下に示す区分を設定し、考え方を整理します。

土地利用区分		誘導方針
住宅系	専用住宅地	住宅を中心とする良好な居住環境を形成する地域とします。 戸建住宅を主体とした低層住宅地や戸建住宅と共同住宅が調和する中低層住宅地として、用途の混在や建築物の高低差による環境悪化などを防止し、良好な居住環境を保全・向上させます。
	複合住宅地	居住環境を保全しつつ、店舗、事務所などが共存する地域とします。 旧集落の老朽化した木造住宅が密集している区域では、狭隘道路の改善などに加え、建築物の不燃化、耐震化の促進を誘導します。
商業系	中心商業業務地	赤穂城跡、歴史的なまちなみなど歴史的景観の保全・創出に配慮しつつ、駅前の利便性を生かした行政機能、商業機能、居住機能が集積する地域とします。 行政、医療、文化などの居住や交流に必要な都市機能を維持しつつ、中心市街地としてのにぎわいの形成や商業・業務機能を誘導します。 民間活力を活かしながら、空き店舗や空き地の解消などにより、オープンスペースなど魅力的な公共空間を確保し、多様な人々の出会いの場、交流の場を提供する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出します。
	商業業務地	中心商業業務地の役割を補完しつつ、市民の日常生活に必要な商業機能などが充実する地域とします。 JR有年駅およびJR坂越駅の周辺においては、鉄道駅などの交通結節点を生かして、商業機能などの充実や医療、福祉などの日常的な公共サービスの要求に対応する施設を誘導します。
	沿道サービス地	幹線道路に面する利便性を生かして、周囲の居住環境に配慮しつつ、幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便性が増進する地域とします。 無秩序な土地利用を防止し、住宅と商業施設との適正な共存を誘導します。
工業系	工業地	工業系施設の集積を誘導し、製造業などの操業環境を保全する地域とします。 地域振興に資する工場や既存事業所の拡張の推進や既存工場の留置に努めます。

■市街化区域における土地利用の誘導方針



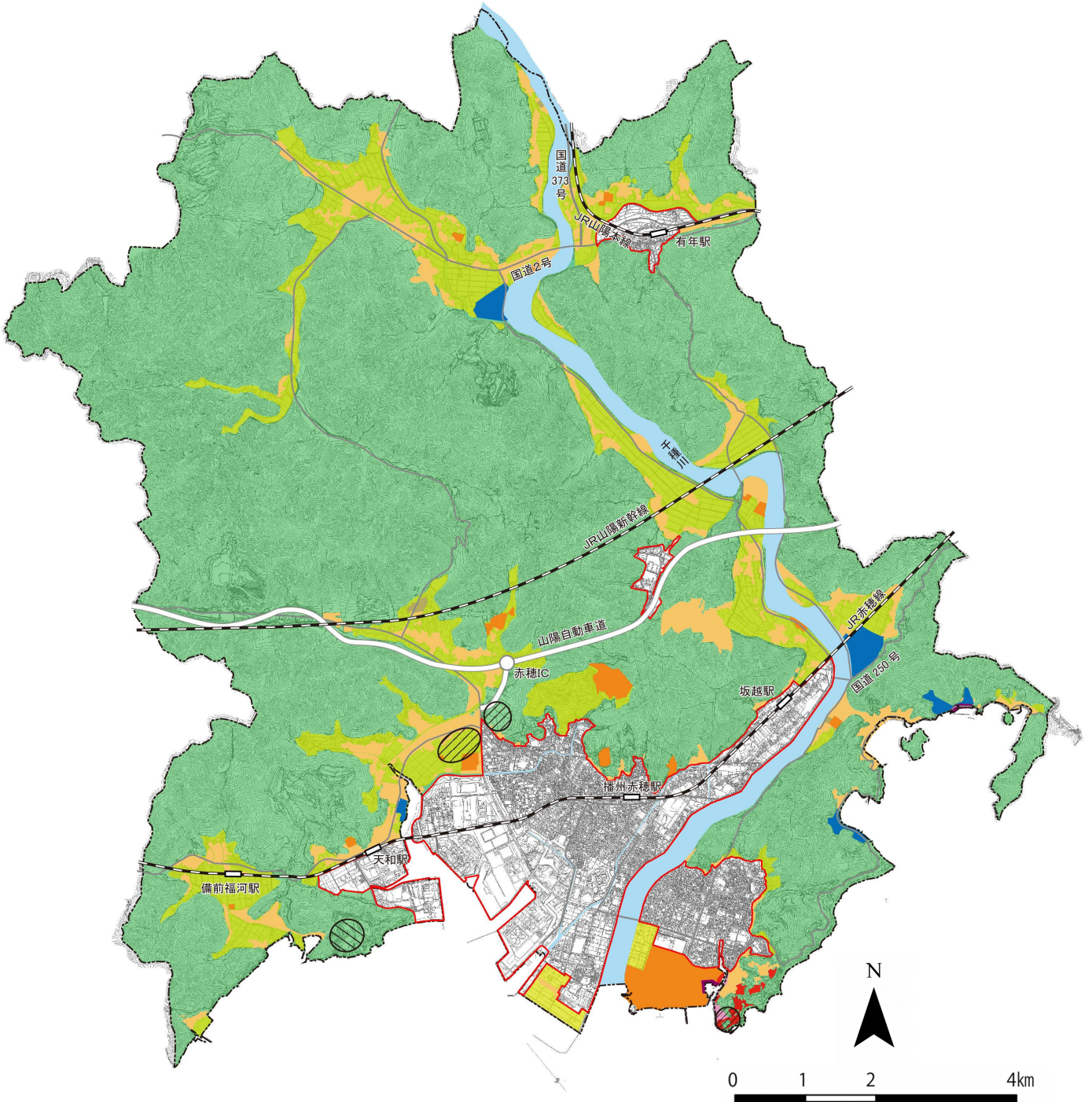
【凡 例】		
●土地利用	●都市施設等	----- 行政界・都市計画区域界
■ 専用住宅地	—+— 鉄道	□ 市街化区域界
■ 複合住宅地	○ 自動車専用道路	
■ 中心商業業務地	— 主要幹線道路等	
■ 商業業務地	■ 公園・緑地	
■ 沿道サービス地		
■ 工業地		

(3) 市街化調整区域における土地利用の誘導方針

市街化調整区域における土地利用の誘導方針について、土地利用の現状と将来都市構造を踏まえながら、以下に示す区分を設定し、考え方を整理します。

土地利用区分	誘導方針
集落区域	<p>既存の住宅を中心に、良好な生活環境を保全・創造すべき区域、生活の利便性や快適性を得るために生活関連施設や公共公益施設などの効率的整備を促進し、良好な居住環境の形成に配慮すべき区域とします。</p> <p>農業生産活動や集落との関連がなく、良好な集落環境の形成に支障を及ぼすような都市的土地利用や開発は抑制します。また、日常生活用品の販売など小規模な商業・業務施設の立地や既存集落のコミュニティと一体となった計画的な住宅供給を可能とし、周辺環境と調和がとれたゆとりのある生活空間の保全に配慮した低層を主とする建築物を誘導します。</p>
特定区域	<p>地域住民の日常生活に必要な施設や地域の活性化のため、周囲の営農環境や田園風景と調和した一定の開発を計画的かつ適正に誘導します。</p> <p>大規模な事業所などが立地する区域については、雇用の場の創出や定住促進に資する生産、流通、商業などの産業立地を可能とします。</p> <p>また、県立赤穂海浜公園東側や坂越港については、観光振興や漁業振興に資する施設（水産物の加工、製造施設、流通施設、販売施設や飲食店など）の立地誘導や、地域資源を活用した交流を促進します。</p>
農業区域	<p>農業を振興するとともに、農業の営みを通じて農地が持つ多面的な機能を発揮させます。農業生産活動や集落と関連のない土地利用や開発、施設整備のための土地利用転換を抑制し、優良農地を保全します。</p>
森林・保全区域	<p>森林としての土地利用を通じて、森林が持つ多面的な機能を発揮させます。特に、神社境内樹林地をはじめ優れた自然環境については、原則として開発行為などの土地利用の転換を禁止し、地域の貴重な資源として適正に管理します。</p> <p>自然とのふれあいを目的とした文化、レクリエーションの場として活用します。</p>
土地利用検討区域	<p>山陽自動車道赤穂IC周辺など立地優位性を有する地区において、民間活力による産業基盤の整備を検討します。</p> <p>また、福浦地区東側の沿岸部や、御崎地区の御崎灯台周辺において、新たな土地利用を展開・促進します。</p>

市街化調整区域における土地利用誘導方針



【凡 例】		
● 土地利用	● 都市施設等	----- 行政界・都市計画区域界
■ 集落区域	—+— 鉄道	□ 市街化区域界
■ 集落区域(地域資源活用系)	○ 自動車専用道路	
■ 特定区域(工業系)	— 主要幹線道路等	
■ 特定区域(住宅系)		
■ 特定区域(公共施設系)		
■ 特定区域(地域資源活用系)		
■ 特定区域(港湾区域)		
■ 農業区域		
■ 森林・保全区域		
▨ 土地利用検討区域		

4-2 交通ネットワークの方針

(1) 基本的な考え方

市民生活の利便性および安全性の向上、産業振興、市内外の交流の活性化などのため、機能的で有機的な幹線道路ネットワークを形成し、市内各地区の自動車交通を円滑化します。また、関係機関と協力しながら道路交通基盤の計画的な維持管理、整備にも取り組みます。

高齢者や障がい者などの移動手段を確保するため、地域の実情に合わせた交通体系を整備し、都市機能拠点や生活機能拠点に容易にアクセスできるネットワークを形成します。

(2) 公共交通の整備方針

- JR有年駅においては、鉄道、バス、タクシーなど公共交通機関の利便性を向上させるため、駅周辺の整備を推進します。
- 鉄道を利用する住民や観光客の利便性向上に向け、JR赤穂線、JR山陽本線の輸送力の維持確保など関係機関に働きかけます。
- 障がい者など交通弱者の移動手段を確保し、利便性を高めるため、路線バスとコミュニティバスは相互に補完しながら運行します。
- 市内循環バス「ゆらのすけ」をはじめ、東備西播定住自立圏圏域バス「ていじゅうろう」による都市間バス、有年地区のデマンドタクシー「うね・のり愛号」など、地域の実情に合った交通体系を整備します。

(3) 道路の配置・整備方針

①幹線道路の配置

ア 主要幹線道路

主要幹線道路は、幹線道路の中でも特に高い走行機能と交通処理機能を有する道路であり、西播磨地域内の拠点間や他地域を連絡し、自動車専用道路と連携して広域的な交通を処理する役割を担っています。

国道2号、国道250号、および主要地方道坂越御崎加里屋線、一般県道赤穂港線などを主要幹線道路として位置づけます。

イ 幹線道路

幹線道路は、市内の各地域または主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、都市および市街地の骨格を形成する役割を担います。

市域南北を結ぶ国道373号、主要地方道赤穂佐伯線、一般県道高雄有年横尾線、周世尾崎線、大津西有年線などと、臨海部の景勝地を連絡する一般県道壺根坂越線を幹線道路として位置づけます。また、市街化区域内においては、都市計画道路も幹線道路に位置づけ、通過交通の適切な誘導、災害時における避難、救援などの防災機能の確保と良好な市街地を形成する観点から、土地利用に応じ適正に配置します。

②幹線道路の整備

ア 主要幹線道路

- 国道2号については、JR有年駅周辺における拠点地区の形成を促進し、また西播磨地域内の拠点間や他地域との連携を強化するため、4車線化の整備を促進します。
- 国道250号については、高取峠のトンネル化および交通安全対策を関係機関に要望します。

イ 幹線道路

- 都市計画道路赤穂大橋線、唐船線、塩屋野中線、野中浜市線、有年駅北線、有年駅南線の整備を進めます。
- 都市計画道路塩屋野中線などのバリアフリー化を推進します。
- JR有年駅においては、利便性を向上させるため、駅前広場の整備を推進します。
- 長期間未整備の都市計画道路について、優先順位を踏まえて整備するとともに、土地利用の方向性や将来の需要などを考慮し、当初の必要性が低下した路線については、必要に応じて計画を見直します。

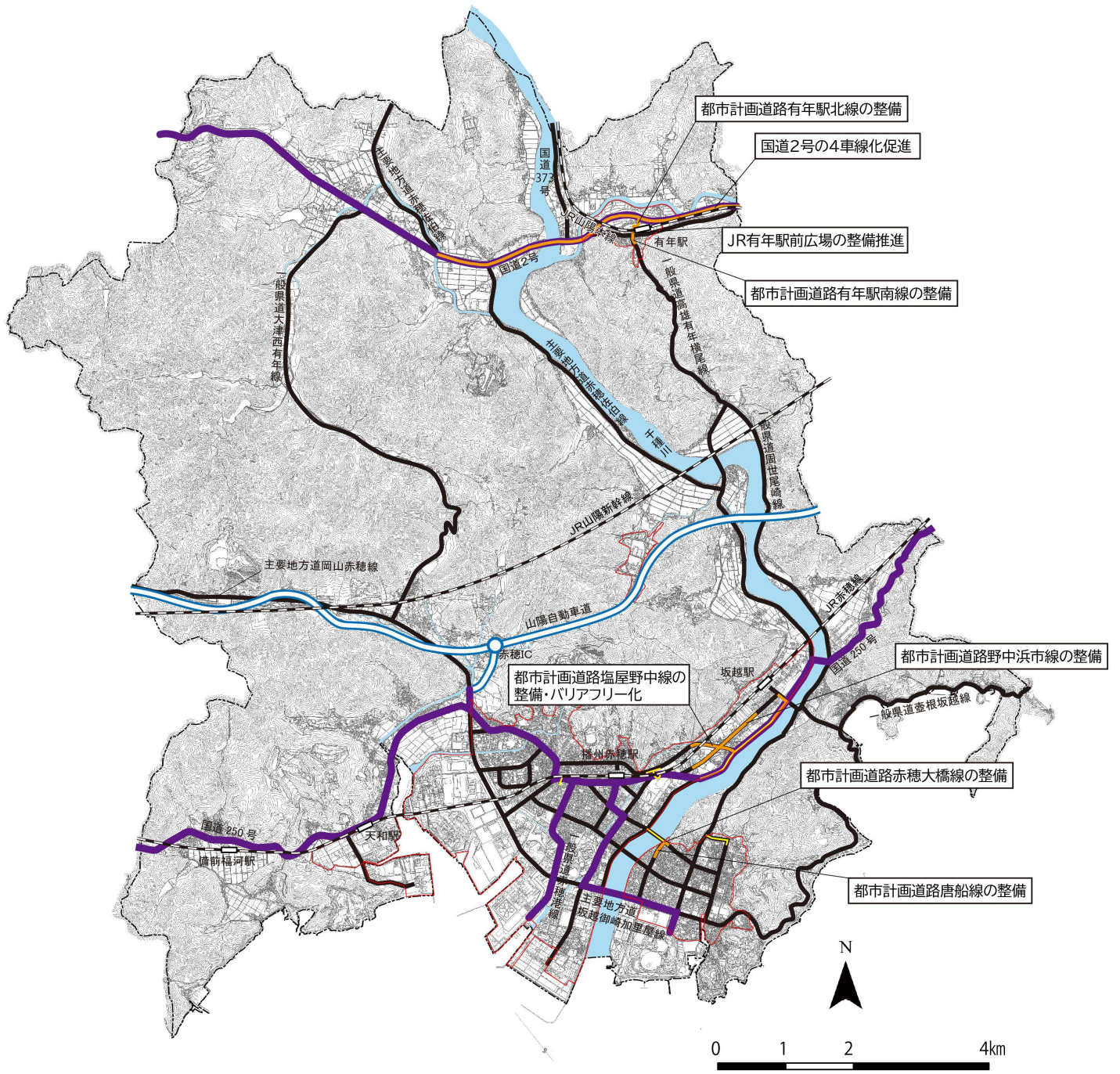
③その他の道路などの整備

- 生活道路については、密集市街地内の狭隘な道路の拡幅整備を推進するほか、高齢者、障がい者などに配慮した人にやさしいネットワークを形成します。
- 市民が安心・安全で快適に利用できる遊歩道などの維持管理や、自転車活用空間の整備促進に努めます。
- 鉄道駅周辺における自動二輪車を含む路上駐車、放置自動車の対策などに対する既存駐車場の有効活用や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を進めます。

④道路の維持管理

- 通学路での防護柵や路面標示などにより、交通安全対策を推進します。
- 落石防止柵などの設置、更新により、防災対策を推進します。
- 街路樹管理や道路除草などにより、道路環境対策を推進します。

交通ネットワークの配置方針



【凡 例】					
	自動車専用道路		事業中(都市計画道路)		鉄道
	主要幹線道路		未整備(都市計画道路)		市街化区域
	幹線道路				行政界

4-3 水とみどりの方針

(1) 基本的な考え方

豊かな自然環境や清流千種川の水源保護や生物多様性の観点から生物の生息地となるみどりを保全します。また、歴史的風土を保全しつつ、快適な生活環境を創出するため、身近なみどりである街路樹や公園施設などの適切な維持管理に努めます。

本市固有の自然、歴史、文化の活用や、ニーズに応じた効果的な整備を推進し、みどりの豊かさを市民が実感できる都市づくりを進めます。

(2) 水とみどりの配置方針

①水とみどりのライン

清流千種川を水とみどりのラインとして位置づけます。水とみどりのラインは、みどりの拠点である赤穂ふれあいの森と県立赤穂海浜公園を結ぶみどりのネットワークの骨格としての役割を担います。

②みどりの拠点

県立赤穂海浜公園、赤穂ふれあいの森、赤穂城南緑地、赤穂ピクニック公園、あこう河鹿の森をみどりの拠点として位置づけます。みどりの拠点は、本市の公園緑地の中心的な役割を担うため、適正な維持管理を行うとともに、赤穂城跡公園の一部未開設区域を整備します。

③みどりのネットワーク

2030赤穂市総合計画で位置づけられている広域交流ライン（国道2号、国道250号、国道373号）、産業交流ライン（都市計画道路新田坂越線）、生活文化交流ライン（一般県道大津西有年線）、観光交流ライン（主要地方道坂越御崎加里屋線、一般県道壺根坂越線）は、緑のサブ拠点などの公園、緑地を結ぶみどりのネットワークとして位置づけ、みどりを保全します。

④緑地の保全エリア

ア 山なみ保全エリア、臨海丘陵地・海岸保全エリア

美しい自然景観を形成し、都市の骨格となっている北部および西部の山なみを山なみ保全エリア、臨海部の丘陵、海岸を臨海丘陵地・海岸保全エリアとして位置づけ、自然環境を保全します。

イ 農地保全エリア

千種川沿いや西部の農地が広がる区域を農地保全エリアとして位置づけ、優良農地を保全します。

ウ 工業緑地保全エリア

臨海工業地、赤穂清水工業団地を工業緑地保全エリアとして位置づけ、既存工場内の緑地環境を保全します。

エ 既成市街地緑化推進エリア

市街化区域内を既成市街地緑化推進エリアとして位置づけ、身近な公園や街路樹などの計画的な整備とあわせて、民有地の緑化を促進し、みどり豊かな市街地を形成します。

【中心市街地】

JR播州赤穂駅から赤穂城跡公園に至る中心市街地においては、赤穂義士ゆかりの遺跡や寺社などの歴史文化的遺産が点在する落ち着いた空間において、“赤穂らしさ”を演出するみどりの都市づくりを推進します。

【密集市街地】

密集市街地においては、その改善に向けた地域住民によるまちづくりの取組と連携しながら、防災性の向上に資するみどりの都市づくりを推進します。

⑤風致地区

風致地区では、美しい自然景観を維持するために無秩序な開発行為を制限します。

(3) 公園・緑地の整備方針

①身近な公園(街区公園・近隣公園)

- 市民の日常的な交流の場や遊びの場となる街区公園については、特に土地区画整理事業地内において、今後の宅地化の状況などに応じて計画的に整備を進めます。
- 身近な公園の整備に当たっては、市民の参画のもとに整備や管理運営に取り組みます。

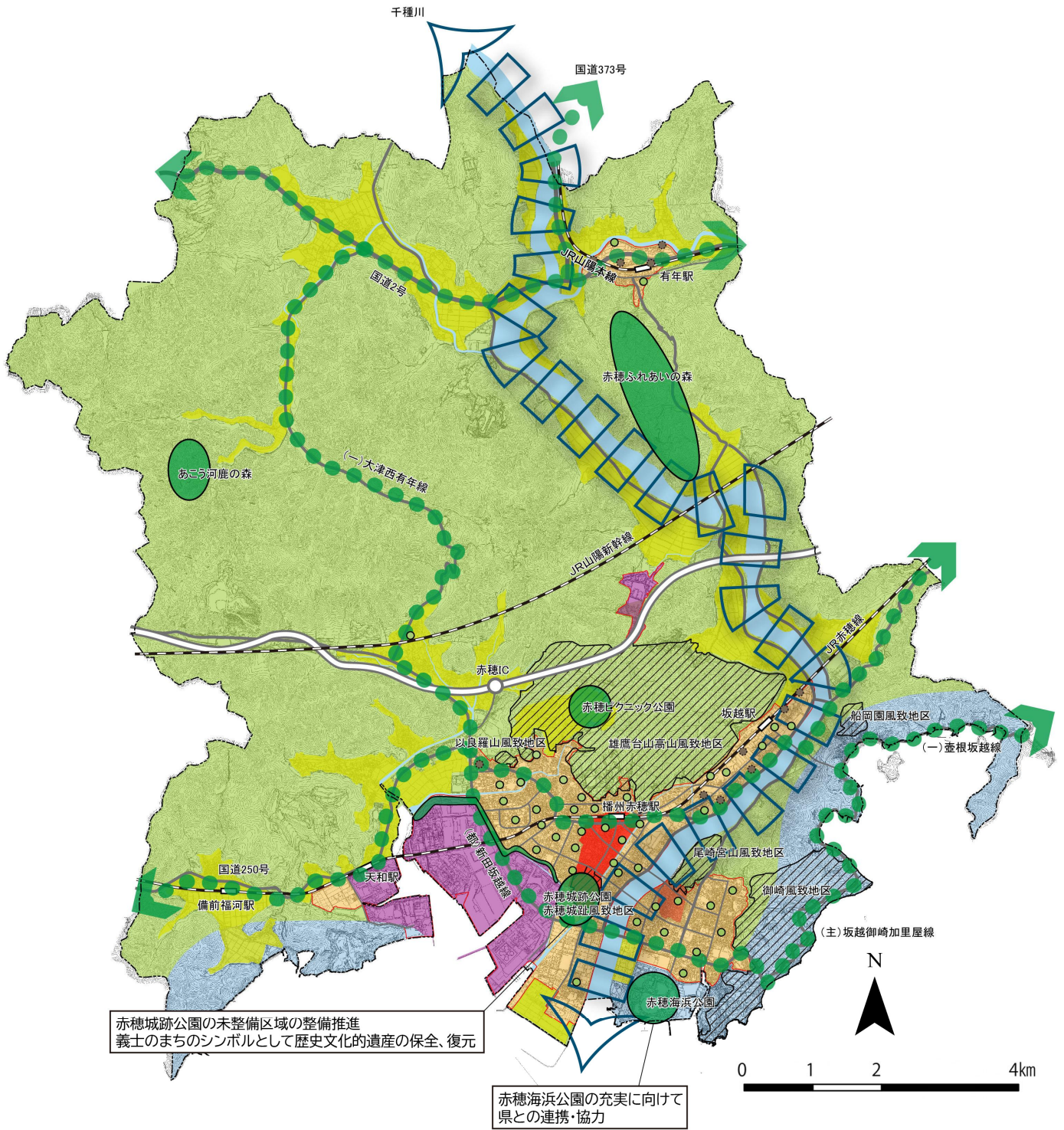
②大規模な公園(総合公園・広域公園・緑地)

- 本市のシンボルである赤穂城跡公園は、観光客が来訪する歴史、文化的スポットであることから、赤穂城跡公園の未整備区域を整備し、義士のまちのシンボルとして歴史文化的遺産を保全・復元し、史跡を活用した市民が誇れる場所づくりに取り組みます。
- 県立赤穂海浜公園の充実に向けて県と連携、協力します。
- 千種川河川敷緑地は、千種川の豊かな自然環境を活かし、市民の緑地へのニーズの高まりにも対応するため、適切な維持管理に取り組みます。

③公園施設

- 既設公園のうち老朽化により改良を必要とする公園については、市民ニーズに応じた遊具を計画的に更新します。また、公園施設を適正に維持管理します。

■水とみどりの配置方針・公園・緑地の整備方針



赤穂城跡公園の未整備区域の整備推進
 義士のまちのシンボルとして歴史文化的遺産の保全、復元

赤穂海浜公園の充実に向けて
 県との連携・協力

【凡 例】	
●	水とみどりの配置・公園・緑地の整備
□□□□	水とみどりのライン
●●●●	みどりのネットワーク
●	みどりの拠点 (大規模な公園等)
●	身近な公園(供用済)
●	身近な公園(未整備)
▨	風致地区
■	山なみ保全エリア
■	臨海丘陵地・海岸保全エリア
■	農地保全エリア
■	工業緑地保全エリア
■	既成市街地緑化推進エリア
■	既成市街地(中心)緑化推進エリア
■	既成市街地(密集)緑化推進エリア
■	市街化区域

4-4 生活環境の方針

(1) 基本的な考え方

衛生的で快適な市民生活を確保するとともに、公共用水域の水質を保全し、生活排水処理施設（下水道など）の計画的な更新と長寿命化や耐震化により適切に維持管理します。また、気候変動への対応や環境問題への意識の高まりを踏まえ、省エネルギー化や資源の再利用、再生可能エネルギーの導入など、脱炭素社会の実現、資源循環型社会の構築に向けた取組を進めます。

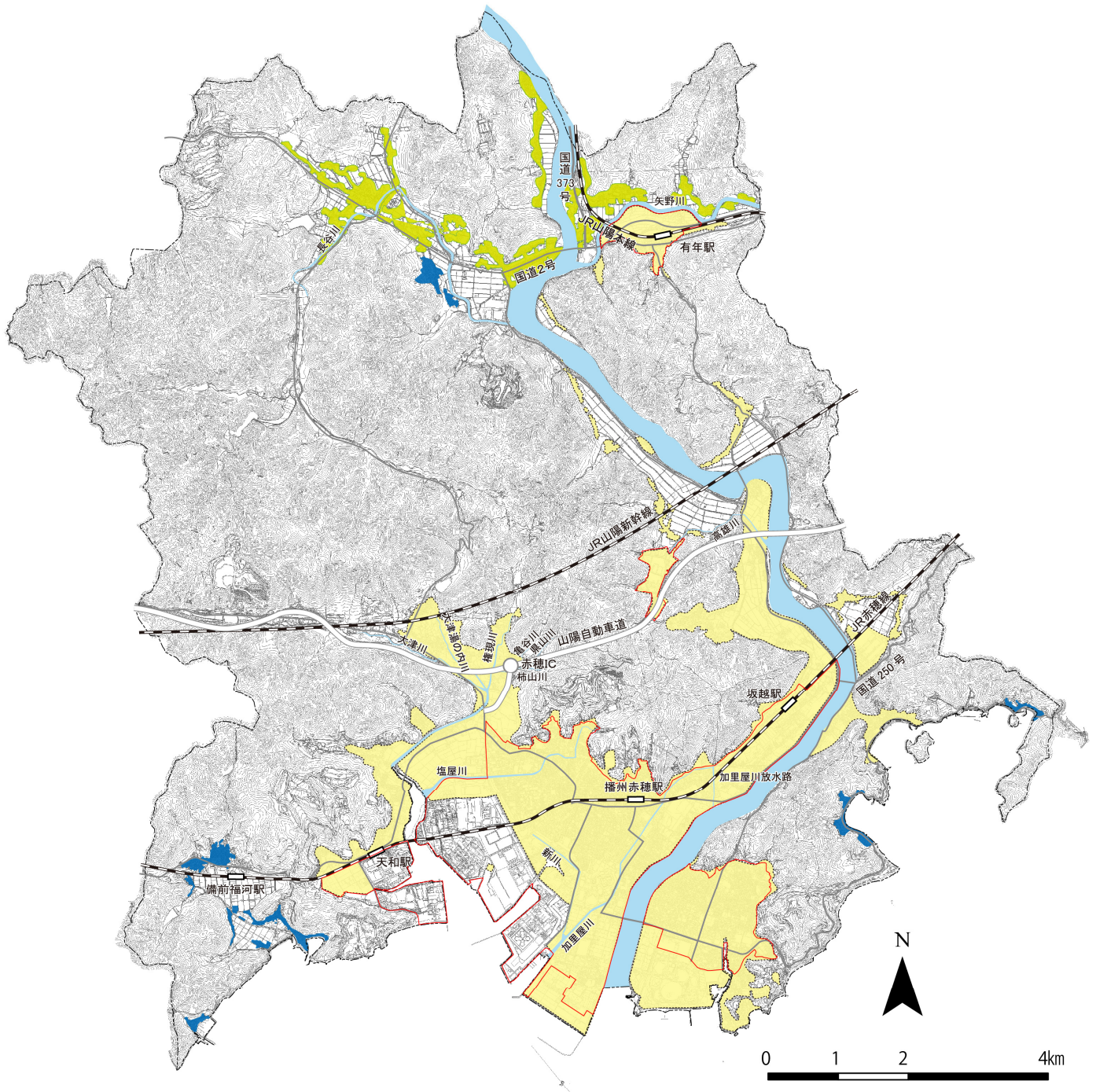
(2) 生活排水処理施設の整備方針

- 生活排水処理の人口普及率は99.5%（2022年（令和4年）3月31日現在）と衛生的で快適な市民生活が確保されています。今後も土地区画整理事業が施行中の区域などにおいて、市街化の進展状況を踏まえつつ、污水管を整備します。
- 下水道施設については、計画的な改築、更新や耐震化により、効率的に維持管理します。また、新たな下水処理技術を導入します。
- 公共下水道事業区域または農業集落排水事業区域を除く区域においては、合併処理浄化槽の設置を支援します。

(3) その他施設の整備方針

- 設備更新時に省エネ設備の導入検討を進めるなど、脱炭素社会の実現に向け取り組みます。
- 赤穂市美化センターの長寿命化とともに、資源の再利用など持続可能な循環型社会の構築に取り組みます。

■生活排水処理施設の整備方針



【凡 例】			
	公共下水道処理区域(一部特環含む)		自動車専用道路
	特定環境保全公共下水道処理区域		主要幹線道路等
	農業集落排水処理区域		鉄道
			行政界・都市計画区域界
			市街化区域界

4-5 景観形成の方針

(1) 基本的な考え方

豊かな自然環境と歴史、文化との調和のとれた秩序ある都市づくりを推進するとともに、快適で美しい都市景観づくりを進めます。

①良好な都市景観の形成

- 市民との協働により、うるおいのある良好な都市景観を形成します。特に、景観の優れた地区などについては、法や条例に基づき景観保全対策を推進します。
- 都市景観に関する啓発や情報提供などを行うとともに、景観アドバイザー制度を活用します。
- 県など関係機関と連携して景観施策を推進します。
- 屋外広告物を規制し、良好な景観を形成します。

②歴史的景観・自然的景観の保全・形成

- 赤穂城跡と加里屋地区を一体とし、緑や歴史的景観の保全・形成に取り組みます。
- 坂越地区や加里屋地区、また、旧備前街道沿線の歴史的まちなみや建築物を保全・活用します。
- 御崎地区の瀬戸内海の美しい景観をはじめとする自然的景観や赤穂温泉、国の名勝田淵氏庭園、伊和都比売神社などの地域資源の保全・活用に取り組みます。
- 「赤穂市都市景観の形成に関する条例」に基づく市街地景観形成地区などにおいては、市民との協働により都市景観を保全・形成するため、景観助成を行います。
- 御崎地区について、特別指定区域（地域資源活用区域・複合型区域）による歴史的景観、自然的景観に配慮しながら地域資源を活かした土地利用を推進します。

(2) 景観構造ごとの景観形成に関する方針

全市的な景観を形成する上で骨格となる景観構造を「景観核など」「景観エリア」「景観ライン」の3つの要素に区分します。

①景観核など

景観核などは、本市の代表的なまちの顔となり、地域を象徴する景観拠点づくりを進めていくために設定するものです。義士遺跡が随所に点在する赤穂城跡周辺の中心市街地、県立赤穂海浜公園を含む御崎周辺の景勝地、坂越の歴史的まちなみのほか、歴史的建造物とその周辺の自然が調和して形成されている歴史的風土が挙げられます。

名称	景観形成の方針
景観核	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区の自然性、文化性、歴史性を最大限に活かした特徴のある景観を整備します。 ■ 景観形成上優れた歴史的風土や自然環境を保っている地区や、重要な建築物とその周辺環境の保存整備とともに、活用に取り組みます。
代表的眺望点・シティゲート	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地区のランドマークとなる樹木の保育と、代表的な本市の玄関口や眺望点の景観保全については、赤穂らしさの演出に配慮します。

②景観エリア

景観エリアは、地域別の景観形成を方向付けるために設定するものです。景観エリアごとに基本目標を設定し、これに基づいて良好な景観を形成します。

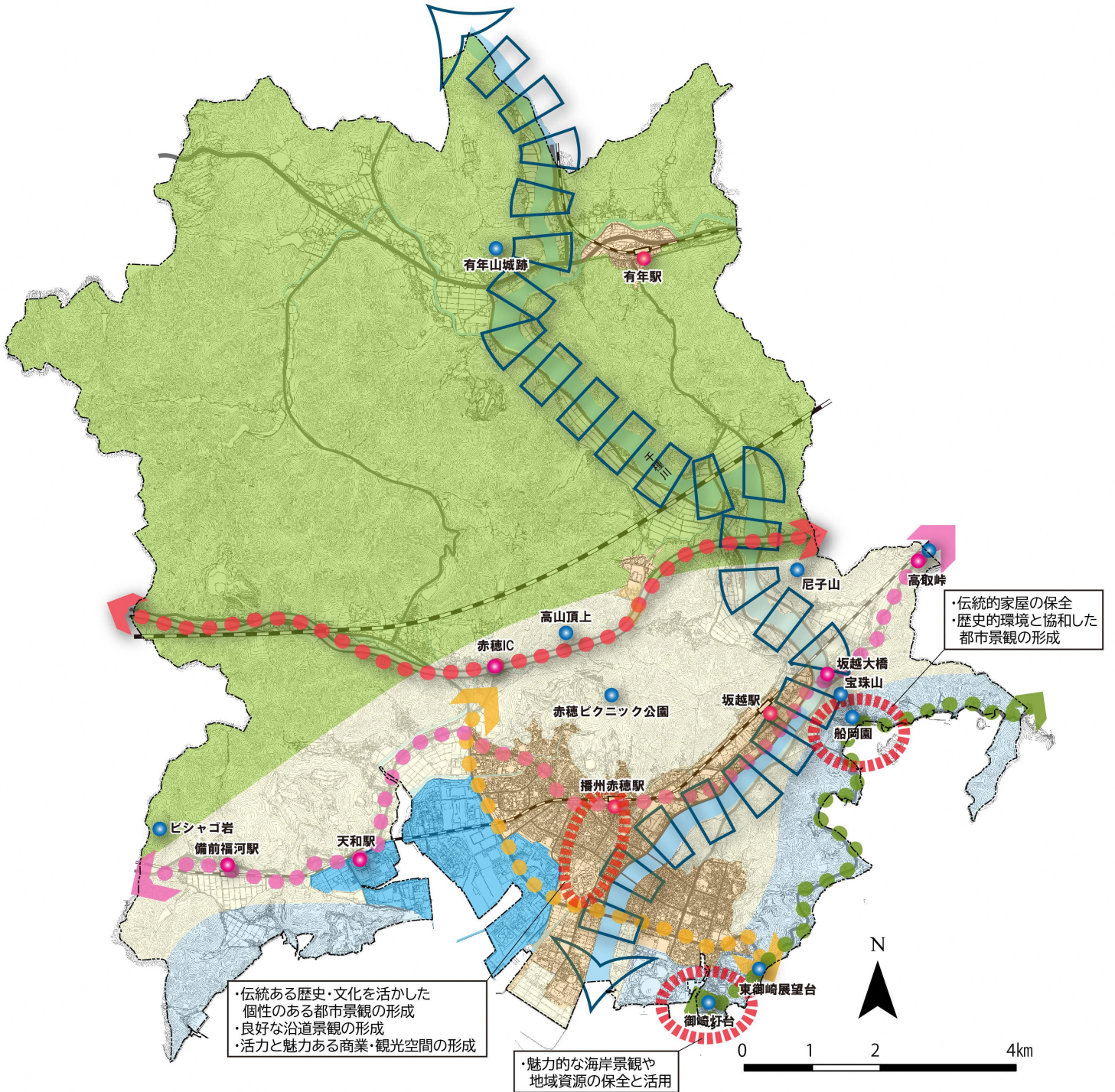
名称	景観形成の方針
田園山なみ 景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地と山なみ、河川が調和した田園景観を保全します。 ■ 田園景観にとけ込んだ集落景観を育成します。 ■ 周囲の自然にとけ込んだ静かで落ち着いたある田園市街地を保全します。
市街地山なみ 景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市街地から見える山の緑と山なみを保全します。 ■ 市街地や瀬戸内海の島しょ景観などの眺望点を保全します。
市街地景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑に包まれた低層の落ち着いたある住宅地景観と、活気とにぎわいのある商業業務地景観を創出します。 ■ 赤穂城跡周辺は、義士遺跡、歴史的建造物、城下町の町割りなどの保全と歴史的環境を整備します。 ■ 市街地空間から背後の山なみや千種川堤防などの眺望を守り、自然が見える市街地景観を形成します。
工業地景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 活力ある都市の景観資源として大規模工場の環境を保全します。 ■ 工場の緑化や修景対策により周辺の市街地景観や田園景観を調和します。
海岸景観エリア	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海と丘陵山地の一体化した海岸景観を保全します。 ■ 自然と観光施設などが調和した景観を創出します。

③景観ライン

景観ラインは、全市的な景観形成に関して、都市景観の骨格を明確にするために設定するものです。景観ラインごとに基本目標を設定し、これに基づいて良好な景観を形成します。

名称	景観形成の方針
千種川ライン	<ul style="list-style-type: none"> ■ ふるさとの清流とその背景をなす緑豊かな美しい山なみや山裾などの低層集落景観を保全します。 ■ 市民が親しく水辺に接することができる河川敷空間の整備や水質などの浄化を行います。 ■ 橋の上から眺める周囲の田園や山なみ景観などを保全します。 ■ 市街地から見える堤防法面などを修景します。 ■ 下流域の堤防道路からの市街地景観や市街地のスカイラインの整備により、瀬戸内海や市街地背後の山なみなどの眺望を保全します。
内陸高速道路ライン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 沿道の山、谷、川、田園などの眺望を保全します。 ■ 山陽自動車道赤穂IC付近は、本市の玄関口にふさわしい案内板の設置などを行い、屋外広告物の設置を規制します。
市内横断道路ライン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 赤穂らしさ（自然と歴史）を感じさせる沿道景観を形成します。 ■ 峠、川沿い、田園風景、中心市街地などさまざまな沿道の土地利用に合わせ、景観に配慮した整備をします。
市街地・臨海道路ライン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 千種川以西の区間は、グリーンベルトと調和するよう工場施設や沿道空間を緑化修景します。 ■ 千種川以东の区間は、県立赤穂海浜公園へのアプローチ道路にふさわしい沿道の緑化と緑豊かな都市づくりを推進します。
御崎・坂越海岸道路ライン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑豊かな山なみが海辺に迫る自然景観と、波静かな瀬戸内の島しょ景観を保全します。 ■ 魅力ある地域資源を有している地区であるため、自然緑地の保護や眺望景観の保全に重点を置いた適正な開発行為を誘導しながら、地域資源を活用します。 ■ 沿道の眺望を阻害する要因の抑制と、海岸の清掃など環境美化対策を推進します。

■ 景観構造



【凡 例】		
● 景観核など	● 景観エリア	● 景観ライン
<ul style="list-style-type: none"> 景観核 代表的眺望点 シティゲート 	<ul style="list-style-type: none"> 田園山なみ景観エリア 市街地山なみ景観エリア 市街地景観エリア 工業地景観エリア 海岸景観エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 千種川ライン 内陸高速道路ライン 市内横断道路ライン 市街地・臨海道路ライン 御崎・坂越海岸道路ライン

4-6 市街地整備の方針

(1) 基本的な考え方

持続可能な都市づくりを進めるため、JR播州赤穂駅周辺、JR有年駅周辺およびJR坂越駅周辺において居住や交流に必要な都市機能を誘導します。また、にぎわいの回復や、安心・安全に暮らせる環境の形成のため、空き家や空き地、空き店舗の適正な管理や利活用、建物の耐震化、土地区画整理事業による宅地化、地域の担い手づくりを推進します。山陽自動車道赤穂IC周辺など立地優位性を有する地区については、民間活力による産業基盤の整備を検討します。

(2) 既成市街地の整備方針

- 中心市街地のにぎわいを回復するため、増加しつつある空き家や空き店舗の適正な管理や利活用を促進するとともに、空き地の利活用に向けた取組について検討します。また、安心・安全な市街地環境を形成するため、建物の耐震化や建替えを推進します。あわせて、地域の担い手が、地域の維持管理、運営に主体的に取り組み、地域の価値の向上や経済の活性化ができる支援体制を整えます。
- 兵庫県の「空家等活用促進特別区域」制度を活用し、空き家などを地方回帰の受皿として流通・活用することにより、移住、定住および交流の促進ならびに地域の活性化を推進します。
- 兵庫県の「ユニバーサル社会づくり推進地区」の指定を受けている加里屋地区をはじめ、中心市街地の道路や建築物、公共交通機関など、ハード面の環境整備にとどまらず、コミュニティの形成や心のバリアフリーを目指したソフト面での施策を展開し、誰もが生活のしやすい都市づくりを推進します。

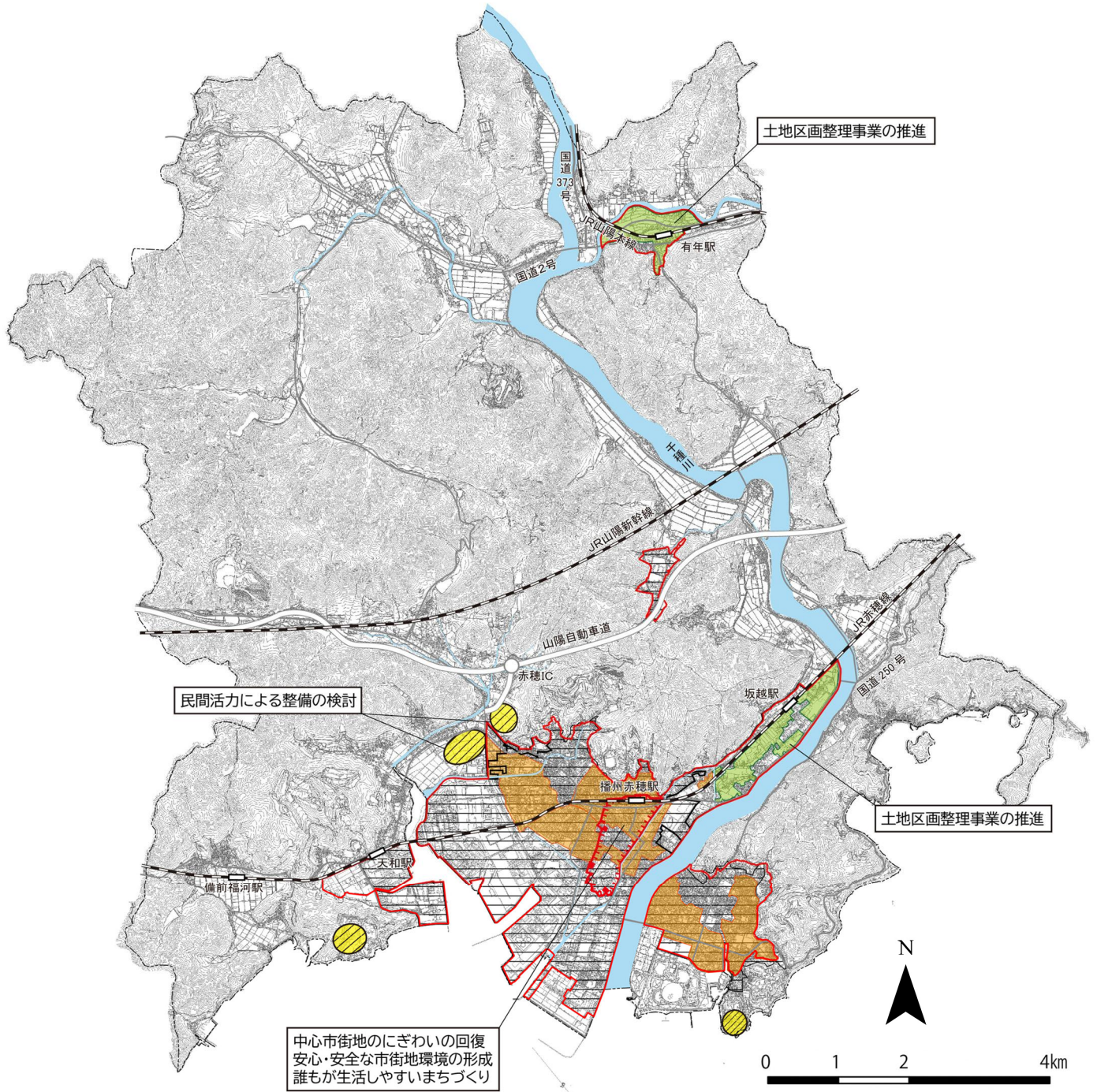
(3) 新市街地の整備方針

- JR有年駅周辺の有年地区、JR坂越駅周辺の野中・砂子地区において、土地区画整理事業により、区画道路や公園、下水道をはじめとする都市基盤施設の充実、少子高齢化に対応した生活機能の集積、防災性の向上、ユニバーサル社会に対応した都市づくりを推進します。
- 市街化区域のうち大規模な農地が残存する区域や土地利用が進んでいない区域については、地権者などの意向および土地需要の動向を踏まえた土地利用の検討結果に基づき、適切な事業手法や区域区分の見直しを含めた検討を行います。
- 市街化区域に隣接する市街化調整区域のうち、山陽自動車道赤穂IC周辺など立地優位性を有する地区については、民間活力による産業基盤の整備を検討します。

(4) 住宅地の整備方針

- 土地区画整理事業の施行区域など、生活道路や公園をはじめとする都市基盤が整備された良好な住宅地が形成されている区域または形成されつつある区域については、用途混在や敷地の細分化の防止、建築物の高低差による環境悪化の防止、敷地内緑化の推進など、地区の実情に応じたまちづくりルールの策定を促進し、良好な居住環境を維持します。

■市街地整備の方針



【凡 例】			
●中心市街地	●新市街地	●土地利用検討エリア	—○— 自動車専用道路
■(赤点線)	□(白)	■(斜線)	— 主要な幹線道路
●既成市街地	●土地区画整理事業		—+— 鉄道
■(横線)	■(オレンジ)		- - - 行政界・都市計画区域界
	■(緑)		□(赤) 市街地区域界
	■(白)		
	■(白)		

4-7 防災の方針

(1) 基本的な考え方

南海トラフ地震などの大規模地震や、近年頻発、激甚化している台風や豪雨による風水害、土砂災害に備え、減災力の向上のため、防災インフラの整備や、密集市街地の改善など強靱な市街地の整備によるハード面の整備を進めます。また、地域防災力の向上や防災体制の充実などのソフト面の整備や、災害危険性のあるエリアを考慮した都市づくりを進めます。

(2) 防災拠点および緊急輸送路の整備方針

①防災拠点の整備

- 広域防災拠点に県立赤穂海浜公園、総合防災拠点に市役所、地域防災拠点に各公民館、コミュニティ防災拠点に各小・中学校などを位置づけ、災害時の避難、救援活動を円滑に行います。
- 防災拠点となる施設の大規模改修や営繕、修繕などの維持管理を適切に実施し、防災機能を強化します。

②緊急輸送路の整備

- 緊急輸送路に指定されている国道2号などについては、バイパス建設や道路の拡幅を促進するとともに、緊急輸送路から防災拠点に連絡する都市計画道路などの維持管理に努め、災害時の救助、救急、医療、消火活動を迅速に行うために必要な道路ネットワークを形成します。

(3) 災害に強く安心・安全な都市基盤整備の方針

①都市基盤の整備

- 公園、緑地をはじめとするオープンスペースは、災害時における延焼防止などの防災機能のほか、復旧、復興の拠点、救援物資の中継基地、一次避難場所などとして重要な役割を果たすため、公園、緑地を適正に保全管理します。
- 南海トラフ地震による津波被害のおそれのある地域においては、海岸施設などを適切に維持管理します。

②安全な市街地の確保

- 大規模な地震により大きな被害が想定される危険な密集市街地では、火災の発生とその延焼による被害が広範囲に及ぶことを防ぐため、建築物の不燃化、耐震化を促進するとともに、緊急車両が通行するための道路拡幅などの整備をします。
- 尾崎地区の旧集落については、道路拡幅などにより密集市街地を解消し、居住環境や防災性能の改善、快適な住環境を推進します。
- 倒壊など周囲に危険を及ぼすおそれのある空き家は、所有者への指導や除却の支援などにより解消に努めます。

(4) 自然災害などに対応するまちづくりの方針

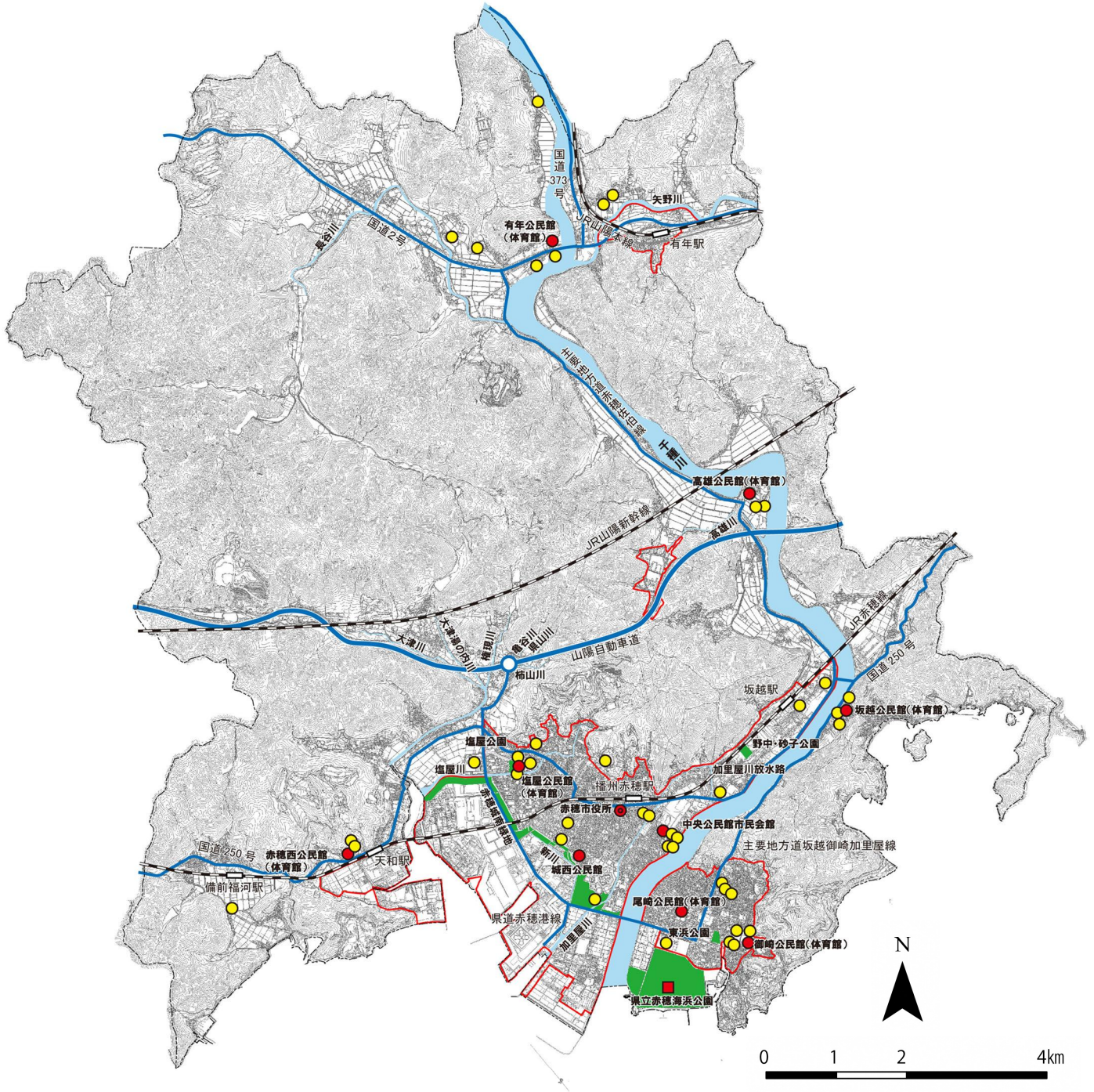
①自然災害の未然防止

- 局地的豪雨などによる浸水の発生を抑制し浸水による被害を軽減するため、河川や下水道の整備とあわせて、浸水被害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策を組み合わせた流域治水を推進します。
- 関係機関との連携により、保水機能などの公的役割を担う森林を整備し、水源かん養と災害の未然防止のために、治山事業を促進します。
- 土砂災害への対策として、砂防事業の早期完了を関係機関に積極的に働きかけます。
- 災害を受けやすい地域における宅地利用を制限するなど、災害ハザードエリアなどを考慮した都市づくりを進めます。

②地域と連携した防災体制の強化

- 自然災害における緊急地震速報、津波警報などを市民に確実に伝達するため、防災行政無線の維持管理をはじめ、ソーシャル・ネットワーキング・サービスによる情報伝達に努めます。
- 防災関連情報の提供により、防災意識を啓発するとともに、地域と連携し、防災体制の強化に取り組みます。

■防災の方針



【凡 例】	
<防災拠点>	
■ 広域防災拠点	— 防災上重要な道路(緊急輸送路)
● 総合防災拠点	— 鉄道
● 地域防災拠点	■ 防災上重要な公園・緑地
● コミュニティ防災拠点	□ 市街化区域
	----- 行政界